

## 令和4年度 岡山県社会福祉協議会 会長表彰及び感謝基準

### 1. 総 則

この基準は、社会福祉法人岡山県社会福祉協議会表彰規程（以下「表彰規程」という。）第5条、第13条に基づき、本会会長表彰及び感謝に関する事項について定めるものとする。

### 2. 表彰及び感謝の資格

- (1) 表彰規程第3条第1項第2号及び第3号に規定する社会福祉施設、社会福祉協議会・民間社会福祉団体等の役職員については、満50歳以上の者を対象とする。
- (2) 表彰規程第2条第1項第1号から第3号に規定する表彰資格の功績顕著の取り扱いは、次のとおりとする。
  - ① 県及び市郡町村、地区の民児協や種別組織の役員などを務め、指導的役割を果たしている場合
  - ② サービスの質の向上や地域福祉の推進のための取り組みなどに努め、それを各種大会や研修会で事例発表するなど、福祉向上に先導的に尽力し、貢献している場合
  - ③ 県及び市郡町村における福祉関係の委員会や検討会などに委員として参画するなど、福祉向上に先導的に尽力し、貢献している場合 等
- (3) 表彰規程第3条第1項第2号に規定する社会福祉施設の範囲は、原則別表のとおりとする。
- (4) 表彰規程第6条第1項第2号に規定するボランティア・NPOについては、活動期間10年以上のものを対象とする。

### 3. 被表彰者数

表彰規程第5条に規定する被表彰者数は、概ね次のとおりとする。

区分	被表彰者数
①民生委員・児童委員功労者	40名以内
②社会福祉施設功労者	40名以内
③社会福祉協議会・団体功労者	20名以内
④優良社会福祉協議会・団体	5団体以内
⑤社会福祉協助者（感謝）	上限なし

### 4. 在職期間等の算定

- (1) 在職期間等は、当該年度の10月1日現在で計算する。なお、民生委員・児童委員については、同委員の改選年度に限り、11月30日現在で計算することができる。
- (2) 在職期間等の年数は、福祉サービス及び福祉サービスに付随する業務への従事期間を対象とする。
- (3) 休職・休業・休暇期間の取り扱いは次のとおりとする。

休職・休業等の区分	算定方法
①私的事由による休職	在任年数に含めない
②産前・産後休暇	同 含める
③育児休業	同 含めない
④就業規則で認められた部分休業や介護休暇等	同 含める
⑤1か月以上連続した休暇	同 含めない

岡山県社会福祉協議会 会長表彰 社会福祉施設一覧

<p><b>保護施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>救護施設</li> <li>更生施設</li> <li>その他保護施設             <ul style="list-style-type: none"> <li>医療保護施設</li> <li>授産施設</li> <li>宿所提供施設</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>児童福祉施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>助産施設</li> <li>乳児院</li> <li>母子生活支援施設</li> <li>保育所</li> <li>認定こども園</li> <li>児童養護施設</li> <li>児童心理治療施設</li> <li>児童自立支援施設</li> <li>障害児入所施設</li> <li>児童厚生施設</li> <li>その他児童福祉施設             <ul style="list-style-type: none"> <li>児童発達支援センター</li> <li>児童家庭支援センター</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>老人福祉施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>養護老人ホーム（一般・盲）</li> <li>特別養護老人ホーム</li> <li>軽費老人ホーム             <ul style="list-style-type: none"> <li>軽費老人ホーム（A型、B型、ケアハウス、都市型）</li> </ul> </li> <li>老人デイサービスセンター</li> <li>通所介護（デイサービス）</li> <li>老人短期入所施設</li> <li>短期入所生活介護（ショートステイ）</li> <li>老人福祉センター</li> <li>老人介護支援センター</li> </ul>	<p><b>母子・父子福祉施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>母子・父子福祉センター</li> <li>母子・父子休養ホーム</li> </ul>
<p><b>身体障害者社会参加支援施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者福祉センター</li> <li>補装具製作施設</li> <li>視聴覚障害者情報提供施設</li> </ul>	<p><b>その他の社会福祉施設等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>授産施設</li> <li>宿所提供施設</li> <li>無料定額診療施設</li> <li>第2種社会福祉事業たる介護老人保健施設</li> <li>隣保館</li> <li>その他（地域福祉センター             <ul style="list-style-type: none"> <li>へき地保健福祉館</li> <li>へき地保育所・季節保育所</li> <li>盲人ホーム等）</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>障害者支援施設等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障害者支援施設</li> <li>障害福祉サービス事業のうち、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、共同生活援助を行う施設</li> <li>地域活動支援センター</li> <li>福祉ホーム</li> </ul>	<p><b>婦人保護施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>婦人保護施設</li> </ul>